令和5年12月7日 京都市保健福祉局 医療衛生推進室医療衛生企画課 電話:075-746-7200

感染症・食中毒の発生に係る保健所への連絡方法の追加等について

平素は、本市の保健医療行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げ ます。

これまで、感染症の発生届提出時や食中毒(疑いを含む。以下同じ。)の発生時、医療機関における感染症・食中毒の集団発生時には、各医療機関から本市へ電話連絡をお願いしていましたが、電話が繋がらず何度もかけなおしていただいたり、夜間・休日には担当者から折り返し連絡する際にお待たせするなど、お手間をお掛けしていたところです。

このため、こうした電話連絡を簡素化し、医療機関の皆様のお手間を軽減すること を目的に、保健所への電話連絡に変わる方法として、新たに発生連絡フォームの運用 を開始することといたしました。

つきましては、下記のとおり発生連絡フォームの御利用について、御協力いただき ますようお願い申し上げます。

なお、当該フォームの運用開始後も、これまでどおり電話での御連絡を受け付けま す。

記

	現在		変更後
感染症発生届	<「感染症サーベイランス	•	発生届を NESID に入力後は、連絡不
	システム」からの報告>		<u>要</u> (必要に応じて、担当者から折り
	発生届をシステムに入力		返し連絡)
	後、保健所(時間外の場合)		
	は区役所)に電話で連絡		
	<fax での報告=""></fax>		発生届を FAX で送信後、
	発生届を FAX で送信後、保		・ <u>発生連絡フォームに入力</u> (必要に
	健所に電話で連絡		応じて、担当者から折り返し連絡)
	(時間外の場合は区役所		又は
	に連絡し、後ほど担当者か		・保健所に電話で連絡
	ら折り返し連絡)		(時間外の場合は区役所に連絡し、
			後ほど担当者から折り返し連絡)
集団発生報告、 食中毒の発生	保健所に電話で連絡		・ <u>発生連絡フォームに入力</u> (担当者
	(時間外の場合は区役所		から折り返し連絡)
	に連絡し、後ほど担当者か		又は
	ら折り返し連絡)		・保健所に電話で連絡
			(時間外の場合は区役所に連絡し、
			後ほど担当者から折り返し連絡)

1 これまでとの変更点

2 発生連絡フォーム運用後の届出等の流れ



3 発生連絡フォームの御利用方法

以下の URL、二次元コードからアクセスしてください。 URL:https://hiromezu-next.city.kyoto.lg.jp/todokede/kansensho-shoku



京都市ホームページ「感染症・食中毒等に関する連絡先」(「京都市 食中毒 連 絡」などで検索してください。)のバナーやAIチャットボット「京都市保健所業務 (感染症・衛生関係)お問合せボット」からもアクセス可能です。

4 開始予定日

令和5年12月18日(月)午後1時~

(参考) 感染症発生動向調査事業に関する届出様式について
感染症の発生届に係る届出基準及び様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000043726.html
検索エンジンでは、「京都市 感染症 届出」などで検索してください。





別紙